

六本木五丁目西地区に係る 都市計画案の作成に向けた原案の説明会

令和 8 年 10 月 1 日（木）
東京都・港区

本件についてのお問い合わせ先

（東京都） 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 再開発等促進区担当

TEL：03-5388-3318（直通）

（港 区） 街づくり支援部 開発指導課 再開発担当

TEL：03-3578-2245（直通）

本日の説明会は、六本木五丁目西地区地区計画について、都市計画の変更を行うにあたり、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、区域内に土地等を所有されている皆様に、意見を求めて地区計画の案を作成するために、原案の内容や今後の都市計画手続きについて、ご説明することを目的としています。

■本日の説明内容

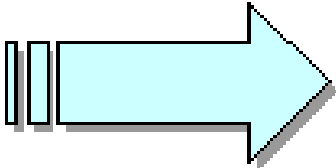
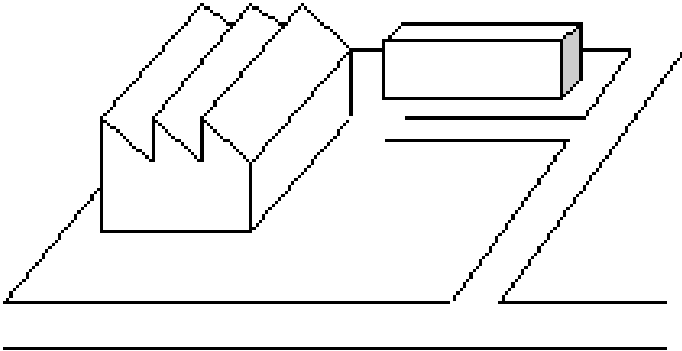
1. 地区の現況と経緯
2. 主な上位計画・関連計画
3. (参考) 開発計画案の概要
4. (参考) 周辺環境への影響
5. 地区計画原案の概要
6. (参考) 関連する都市計画
7. 今後のスケジュール (予定)

まとまった低未利用地など相当程度の土地の区域において、円滑な土地利用転換を推進するため、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の再開発又は開発整備を行うことを目的とした制度です。

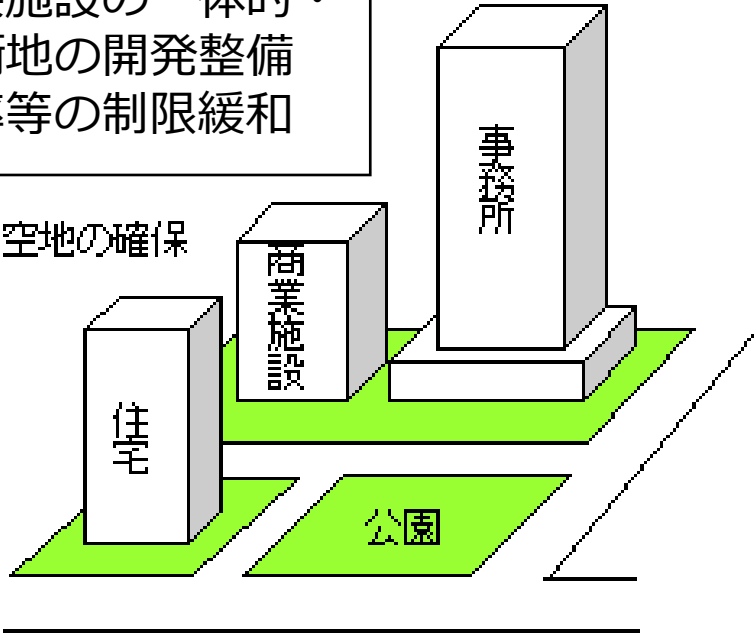
＜イメージ図＞

工場跡地など、まとまった規模の低未利用地等

- 土地利用転換の推進
- 建築物と公共施設の一体的・総合的な市街地の開発整備
- 用途・容積率等の制限緩和

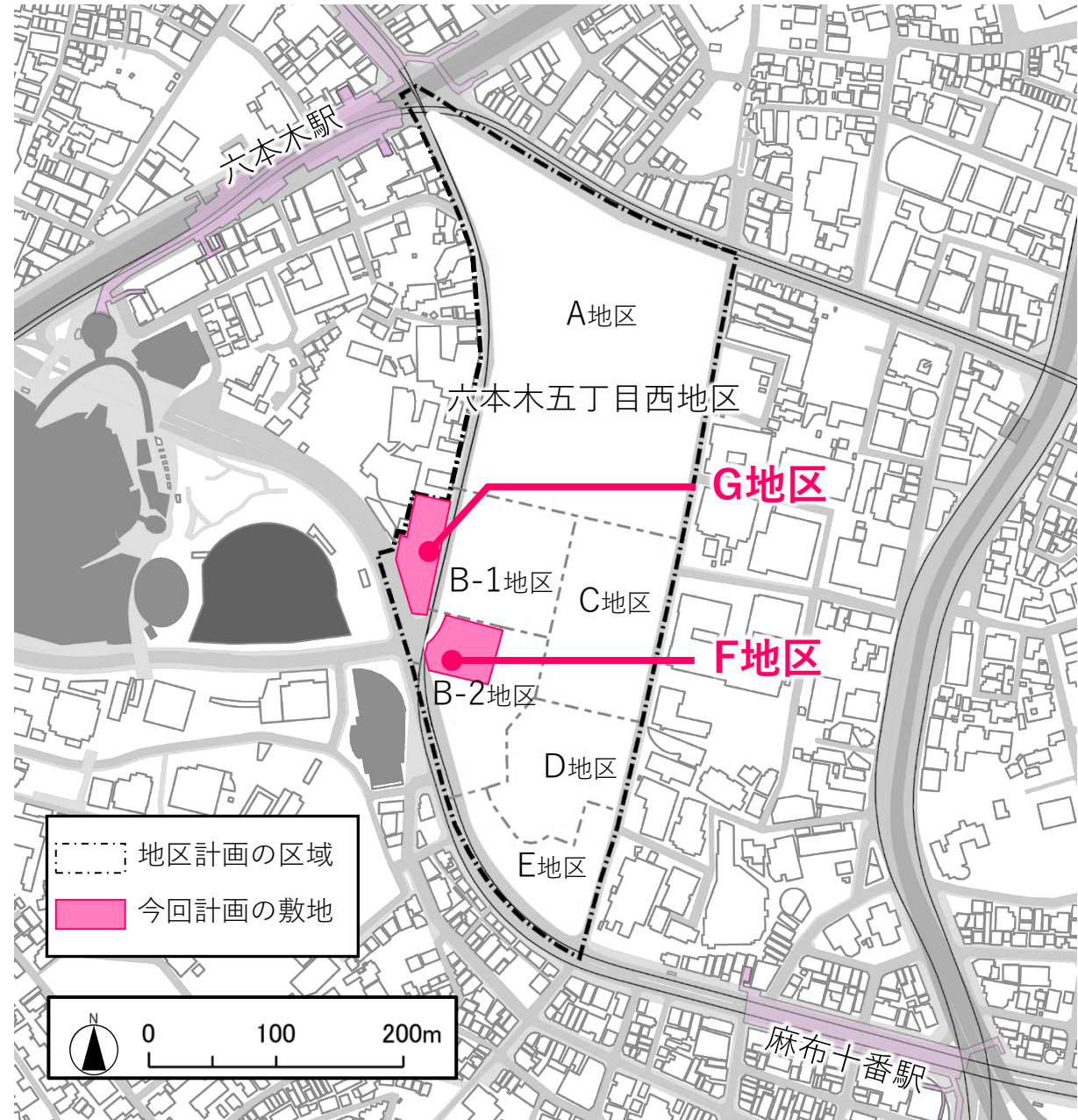


有効空地の確保



道路など公共施設整備

■位置図



■計画概要

所在地	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内
用途地域	商業地域(700%, 500%/80%) 第1種住居地域(300%/60%) 近隣商業地域(400%/80%) 第2種中高層住居専用地域(300%/60%) 第2種住居地域(300%/60%)
区域面積	約10.5ha
事業手法	(A地区・B-1地区・B-2地区・C地区・E地区) 第一種市街地再開発事業

■まちづくりの経緯

○令和6年4月 都市計画決定

- ・六本木五丁目西地区地区計画
- ・第一種市街地再開発事業
- ・都市再生特別地区



【国】特定都市再生緊急整備地域 地域整備方針(令和5年8月改定)

〔東京都心・臨海地域（環状2号線新橋周辺・赤坂・六本木）〕

「国際色豊かな地域特性を生かし、国際競争力向上に資する先進的なビジネス支援機能の導入促進、外国人が住みやすい居住環境の充実などを一体的に推進」することが示されている。

【東京都】東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年3月)

民間開発等により高度な機能集積が進んだ地域として新たに「**中核的な拠点**」に位置付けられており、「交通結節機能の強化や、業務、商業、居住、教育、文化、国際交流などの多様な機能の集積、文化会館や庭園などの資源をいかした市街地の更新により、安全・安心な環境にも配慮した中核的な拠点を形成」することが示されている。

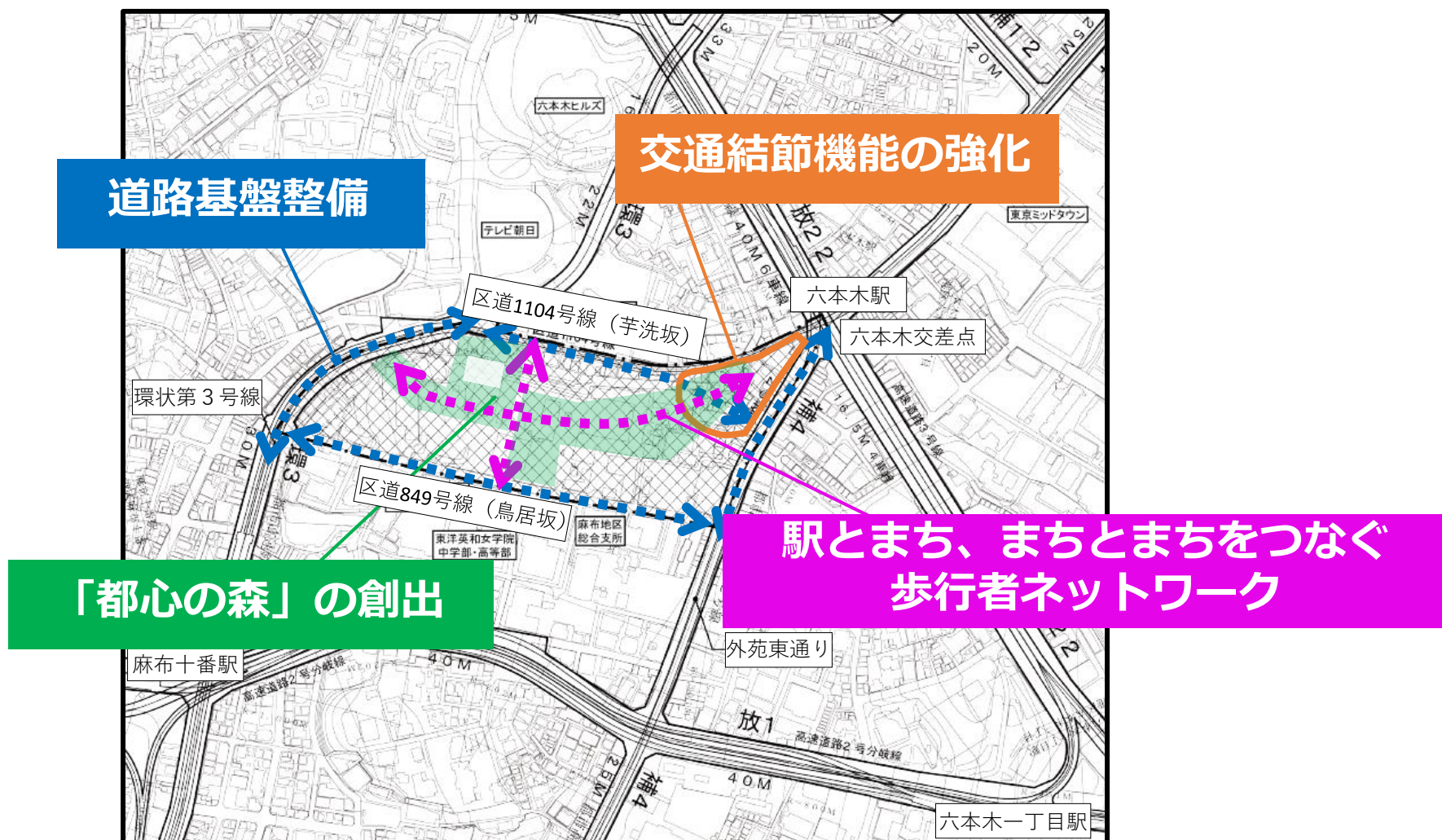
【港区】港区まちづくりマスタープラン(平成29年3月改定)

「**都市機能が集積する拠点**」として位置付けられており、「地下鉄駅などの交通結節機能を強化」し、「文化性や国際性の豊かな商業・業務・交流機能の集積を促進」するとともに、「外国人を含めた多様な人々のニーズに対応した居住、文化、教育などの生活環境を整備」することが示されている。また、「質の高い緑豊かなオープンスペースの保全・創出とともに、屋上緑化や壁面緑化など、敷地内を立体的に活用した緑化等を推進」することや「文化芸術施設と道路・公園、オープンスペース等のまちの空間の一体的な活用・連携」することが示されている。

■六本木五丁目西地区地区計画（令和6年4月決定）

○公共施設等の整備の方針

- ・大規模な土地利用転換を支え円滑性や安全性を高める道路基盤の整備
- ・駅とまちをつなぐ交通結節機能の強化
- ・駅とまち、まちとまちをつなぐ歩行者ネットワークの形成
- ・緑豊かでまとまったオープンスペースとなる「都心の森」の創出



新たな拠点を支え地域をつなぐ都市基盤の整備

- 高低差のある地形を生かしながら、地区内外の回遊性や快適性などを向上させる重層的な歩行者ネットワークの形成
- 特別区道第849号線への通過交通の低減や六本木交差点の交通混雑を改善する特別区道第1104号線（芋洗坂）の拡幅

地区内外と連続するにぎわい空間の形成

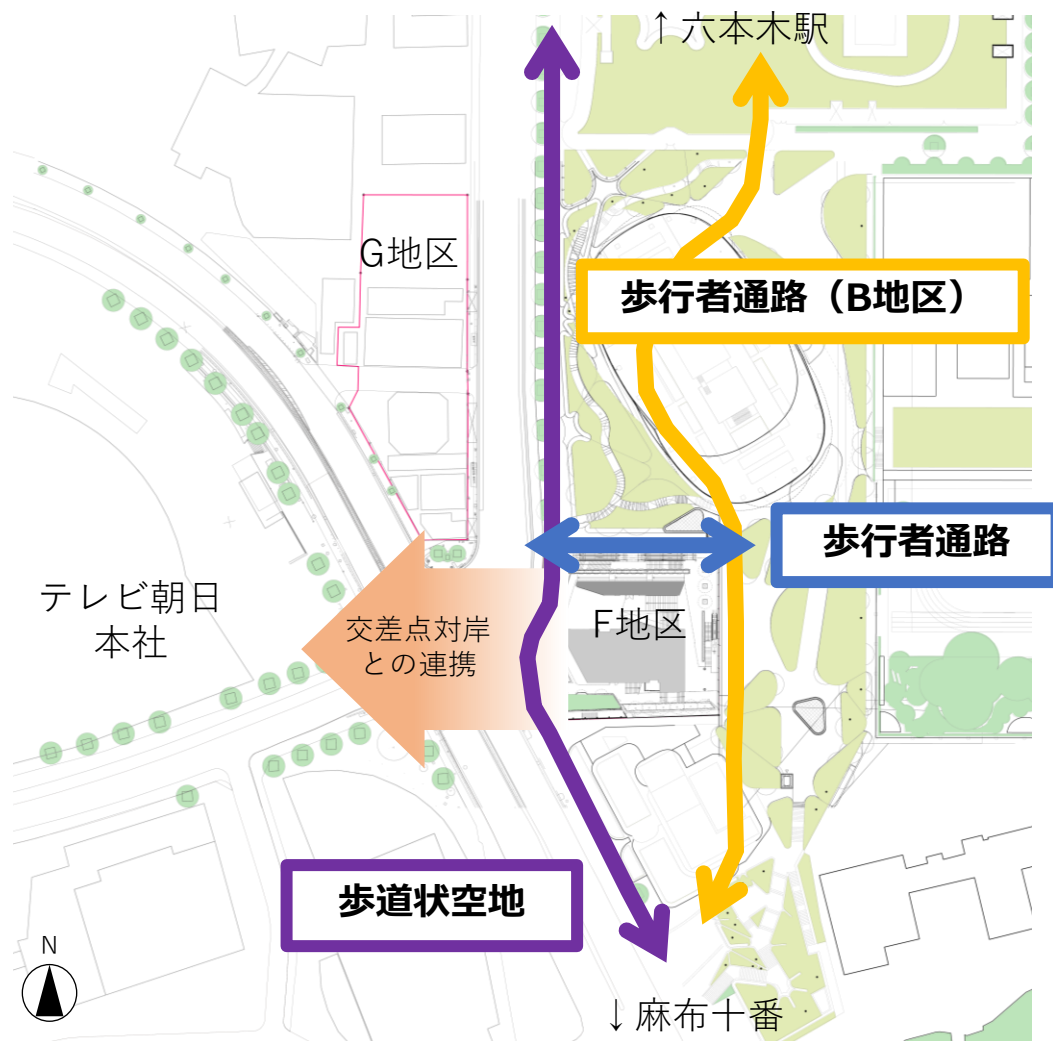
- 地上部に広場や店舗等を配置し、にぎわいの創出や周辺地区との結節性を強化
- 高低差を活かした緑豊かな立体広場の整備により、来街者が滞留するとともに地区内へのにぎわいの連続性を向上

地域の災害対応力強化

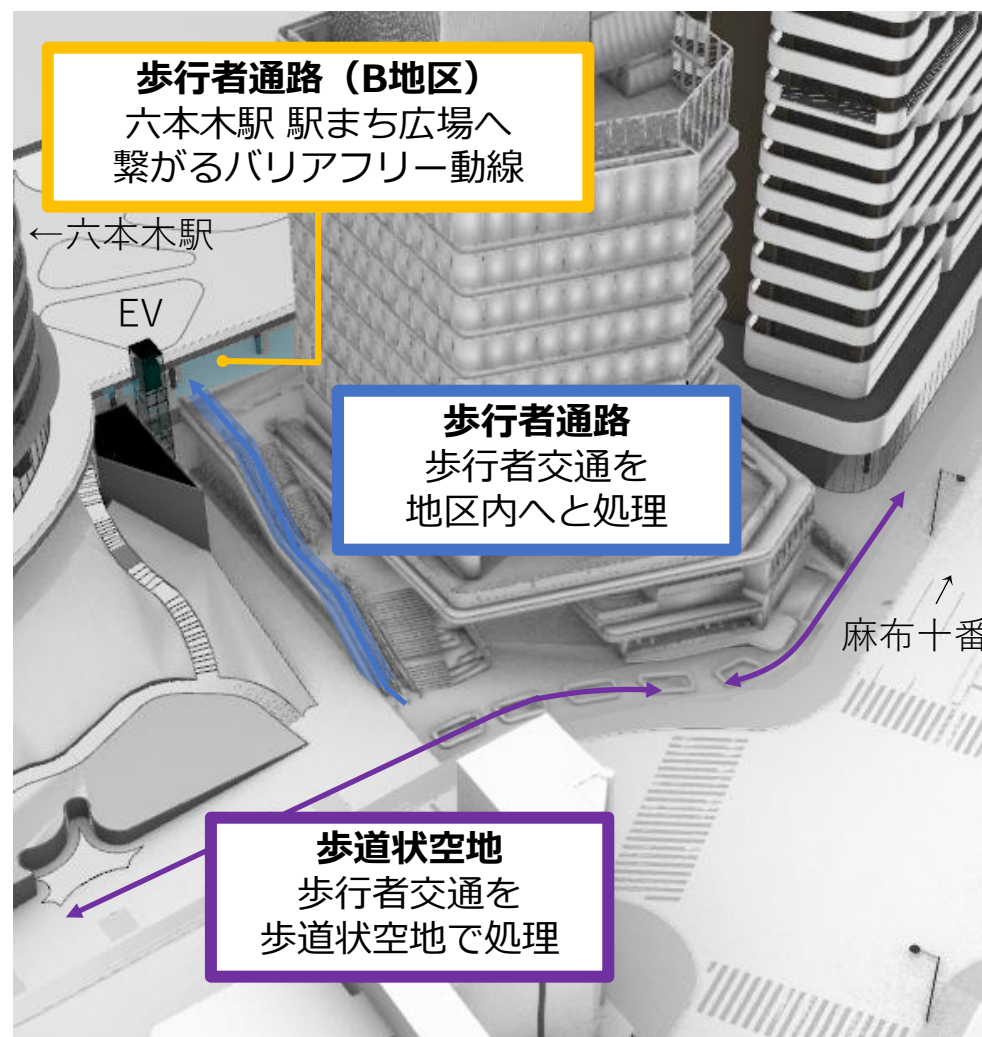
- 災害時にはオープンスペースを一時滞留空間として活用
- 地区内に存在する急傾斜地の安全対策を実施
- エリアマネジメント体制の構築による地区全体で連携した防災訓練等の実施

新たな拠点を支え地域をつなぐ都市基盤の整備

- 高低差のある地形を生かしながら、地区内外の回遊性や快適性を向上させる重層的な歩行者ネットワークの形成

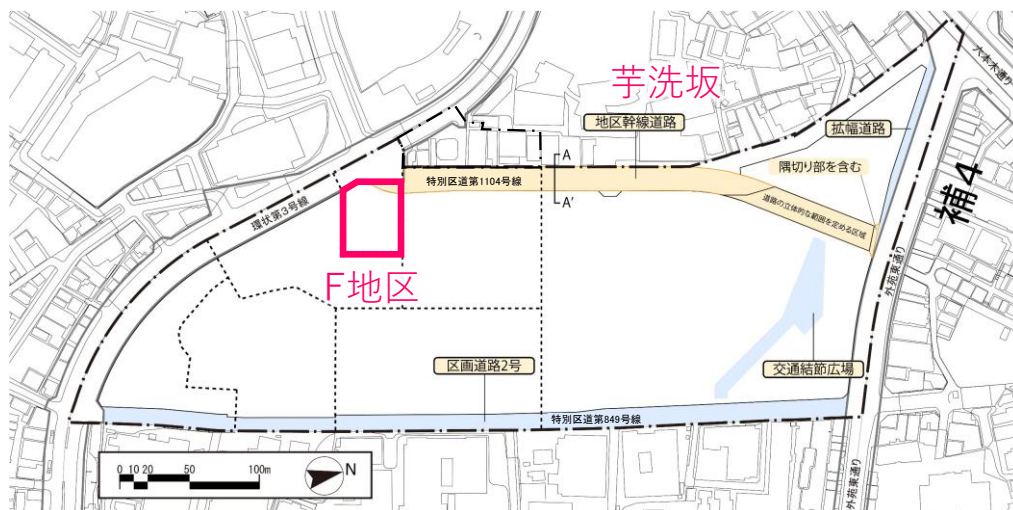


F地区北西から見た俯瞰イメージ

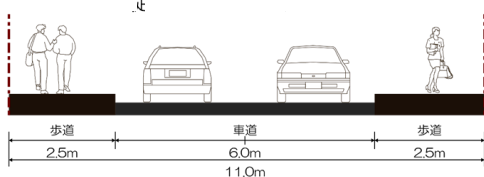


新たな拠点を支え地域をつなぐ都市基盤の整備

- 特別区道第849号線への通過交通の低減や六本木交差点の交通混雑を改善する
特別区道第1104号線（芋洗坂）の拡幅

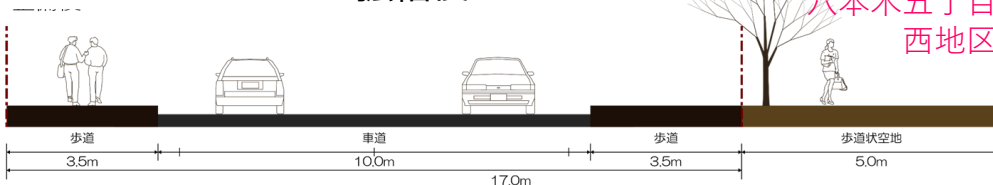


- 現状 従前道路幅員：約11m

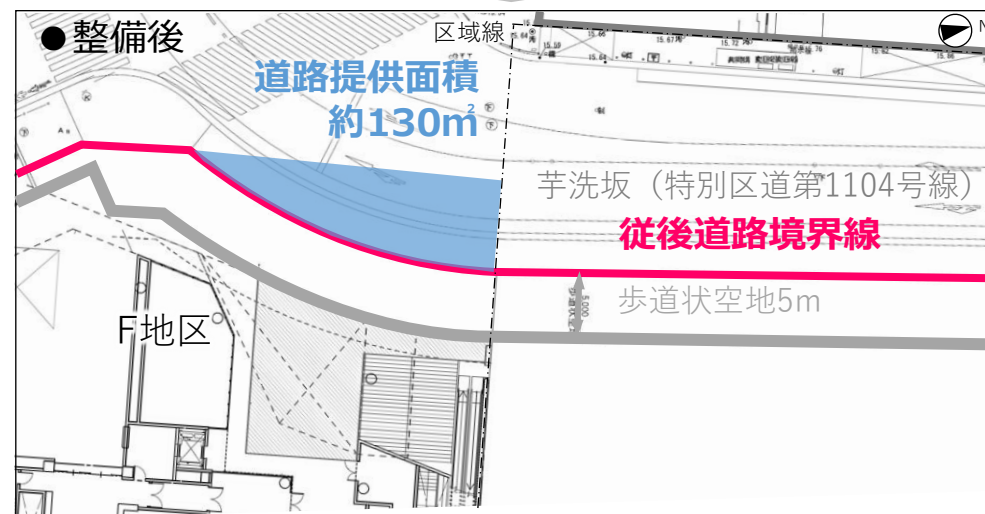
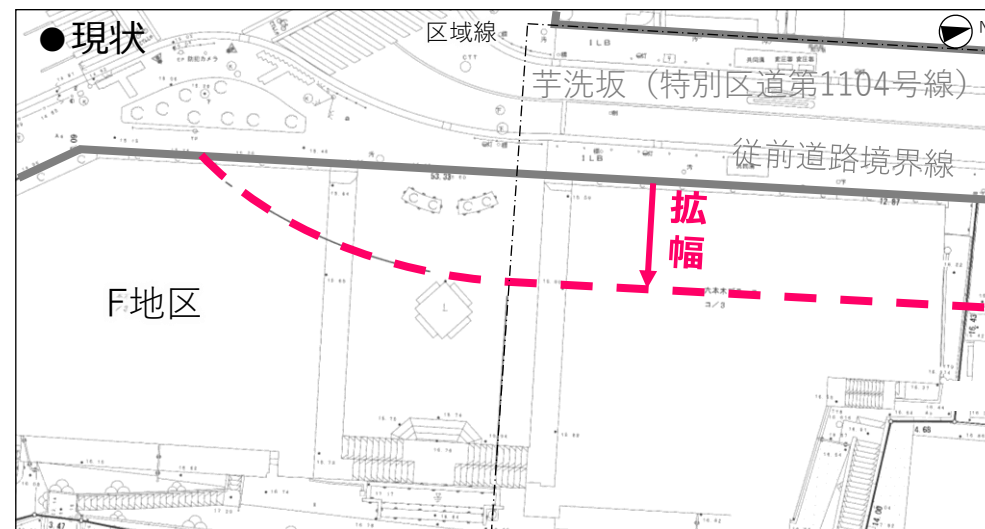


六本木五丁目西地区

- 整備後 拡幅後：17m

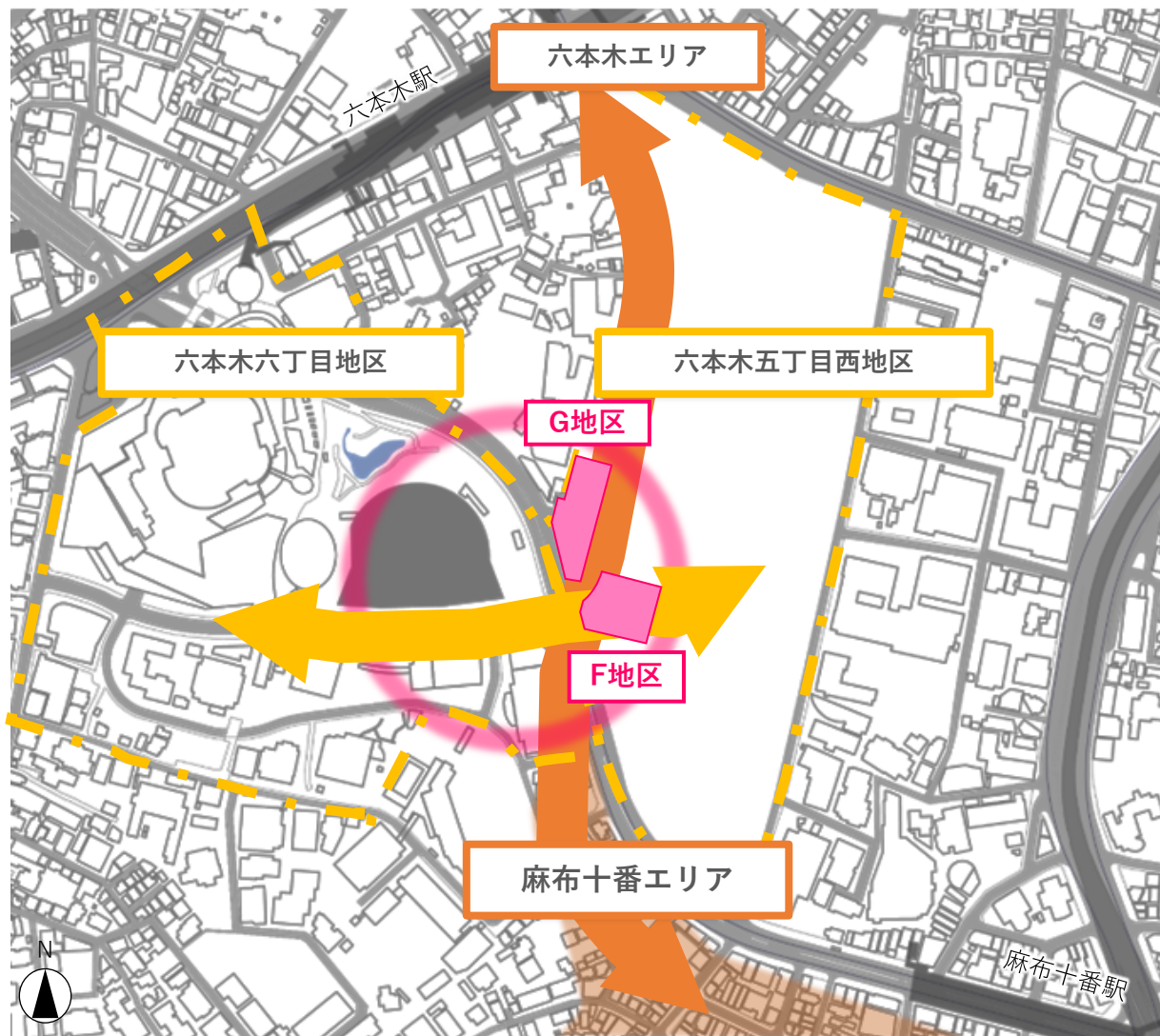


六本木五丁目
西地区

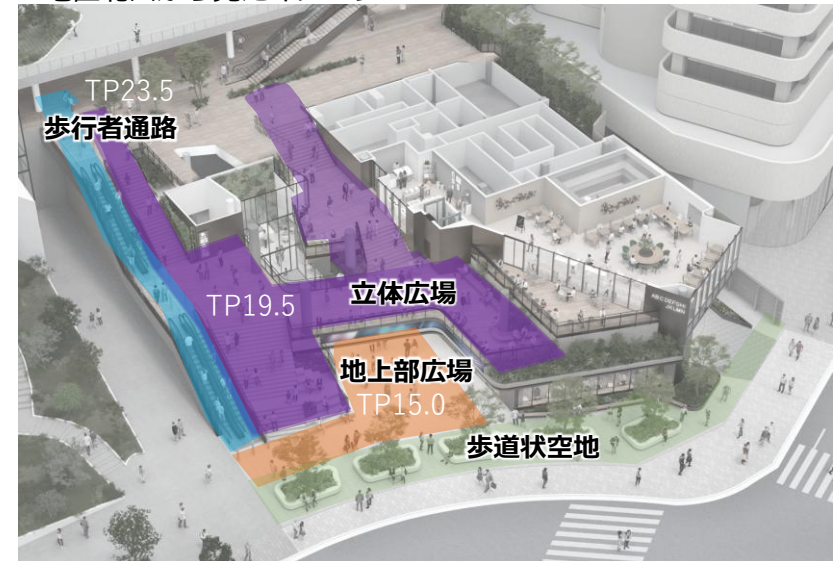


地区内外と連続するにぎわい空間の形成

- 地上部に広場や店舗等を配置し、にぎわいの創出や周辺地区との結節性を強化
- 高低差を活かした緑豊かな立体広場の整備により、来街者が滞留するとともに地区内へのにぎわいの連続性を向上



F地区北西から見たイメージ

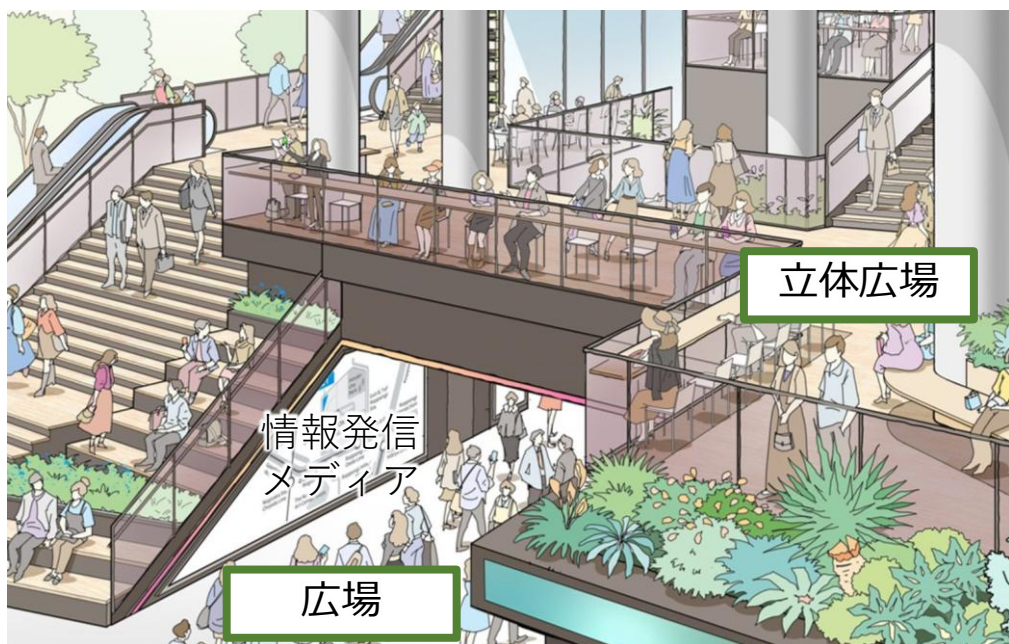


地域の災害対応力強化

- 災害時にはオープンスペースを一時滞留空間として活用
- 地区内に存在する急傾斜地の安全対策を実施
- エリアマネジメント体制の構築による地区全体で連携した防災訓練等の実施

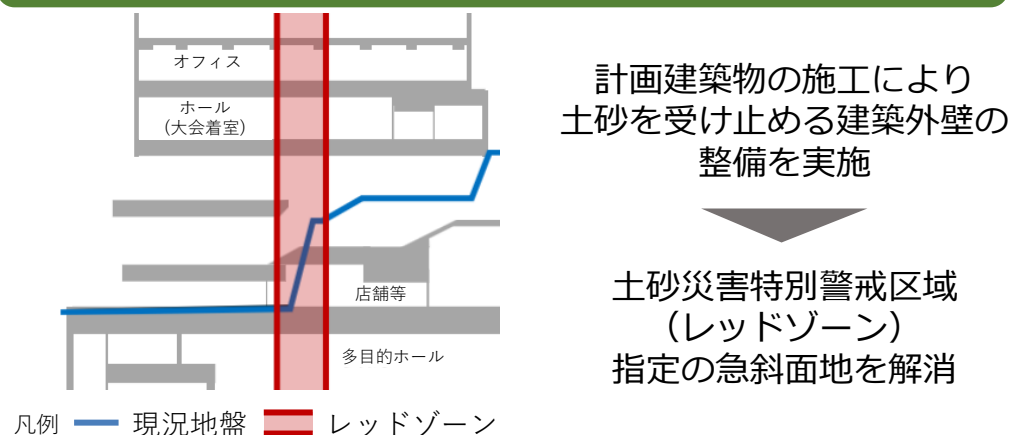
災害時のオープンスペース活用

地区施設	役割
広場	●交差点滞留者等への災害情報発信 ●一時避難スペース(通行者等)
立体広場	●一時避難スペース(来街者・施設利用者等)



F地区南西から見たイメージ

急斜面地の安全対策



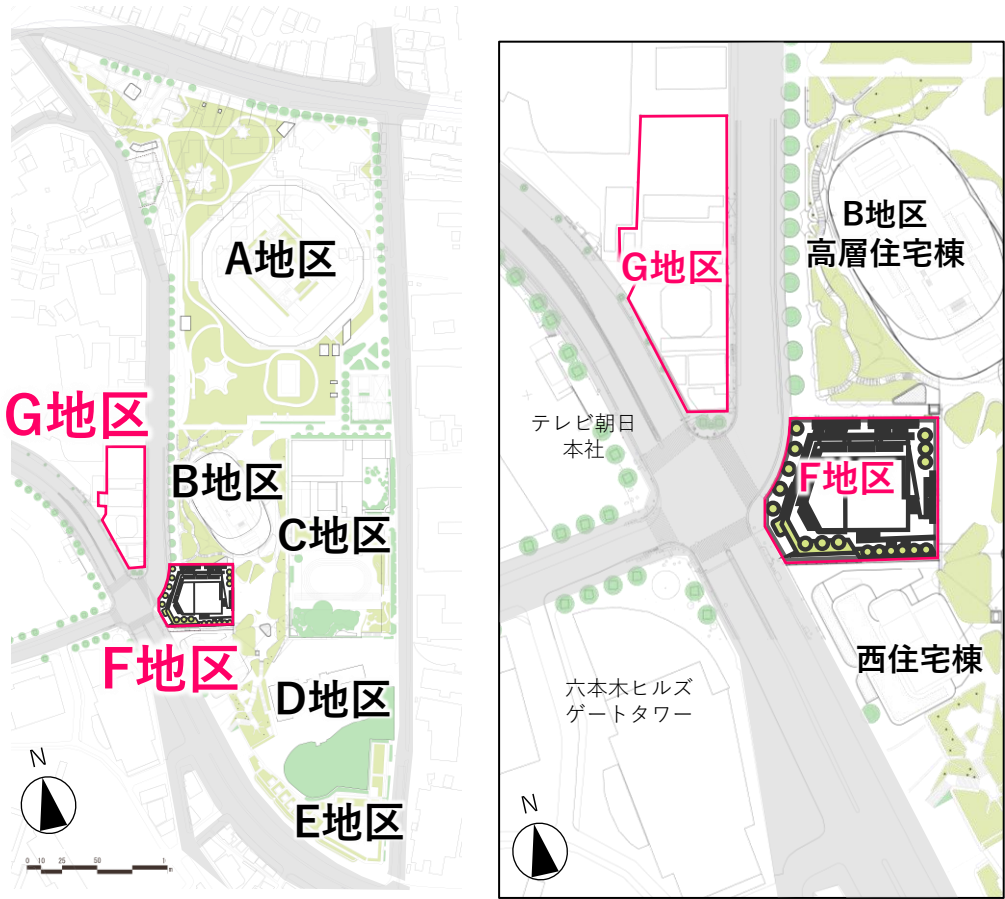
地区全体で連携した防災訓練等の実施



■ 計画諸元 (F 地区)

敷地面積	約2,030㎡
計画容積率	575%
延床面積	約12,500㎡
最高高さ／階数	約60m／地上10階、地下3階、塔屋3階
主要用途	事務所、ホール、商業 他
工期	2027年度解体着工 2031年度竣工(予定)

■ 配置イメージ

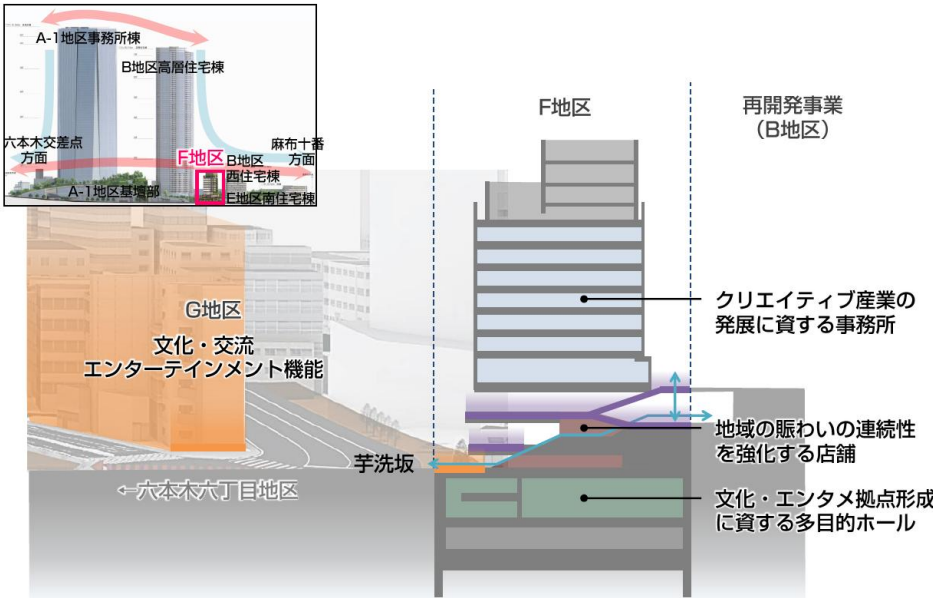


■ イメージパース

F地区南西から見たイメージ



■ 用途構成



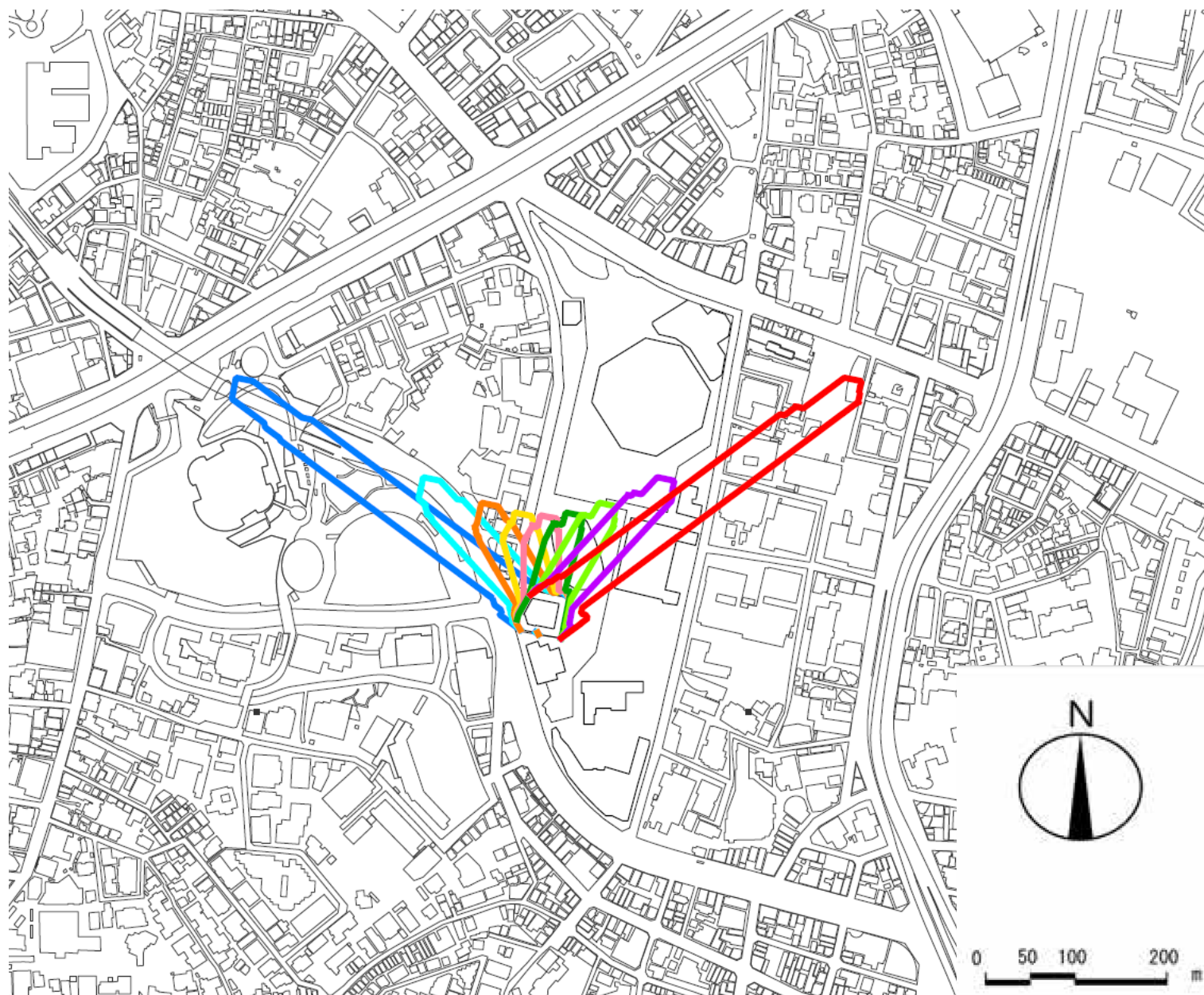
■ G地区について

G地区の具体的な計画は今後検討予定

■時刻別日影図（冬至日）

【凡例】

時刻別日影線	
	8:00
	9:00
	10:00
	11:00
	12:00
	13:00
	14:00
	15:00
	16:00

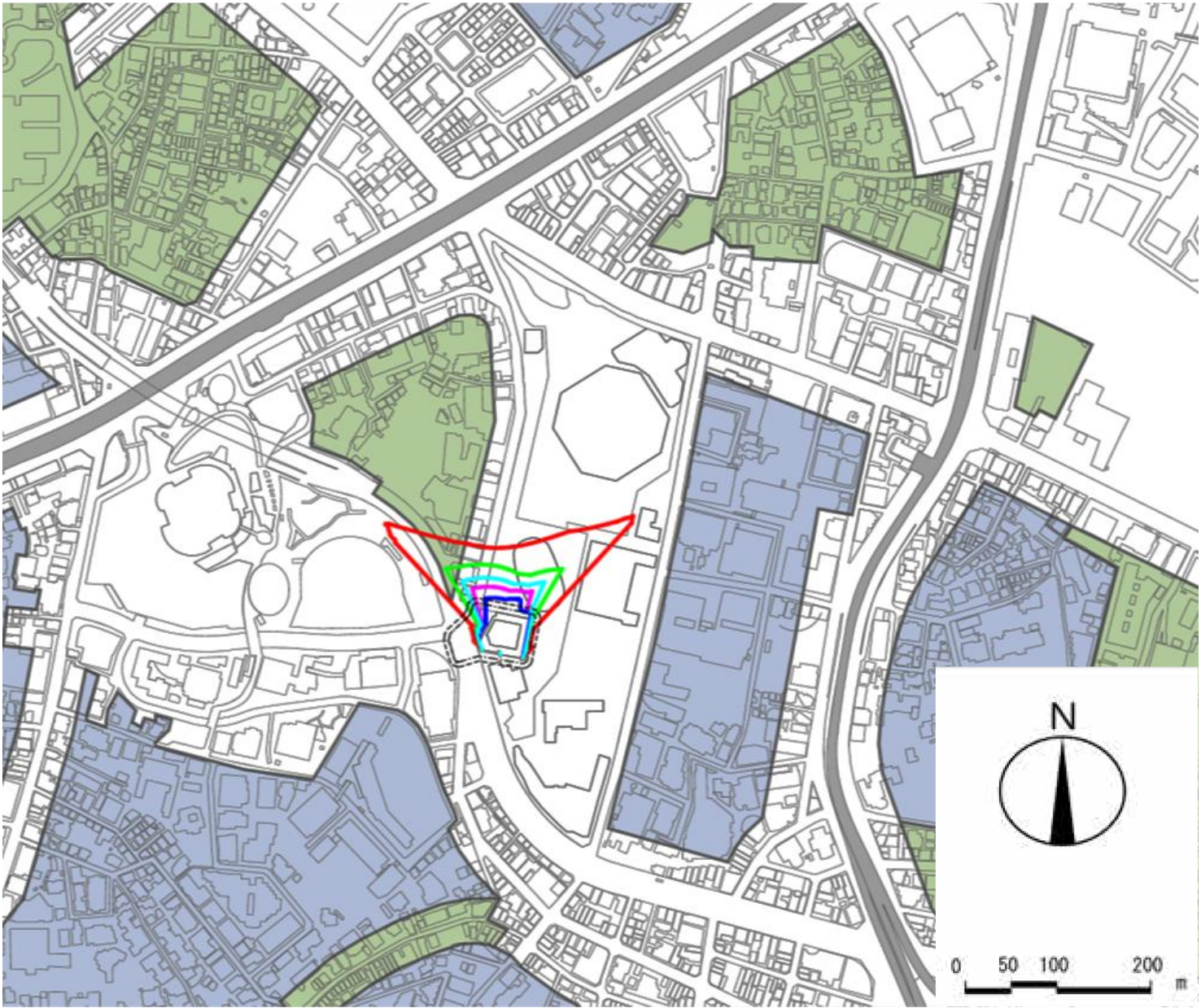


■等時間日影図（冬至日）

【凡例】

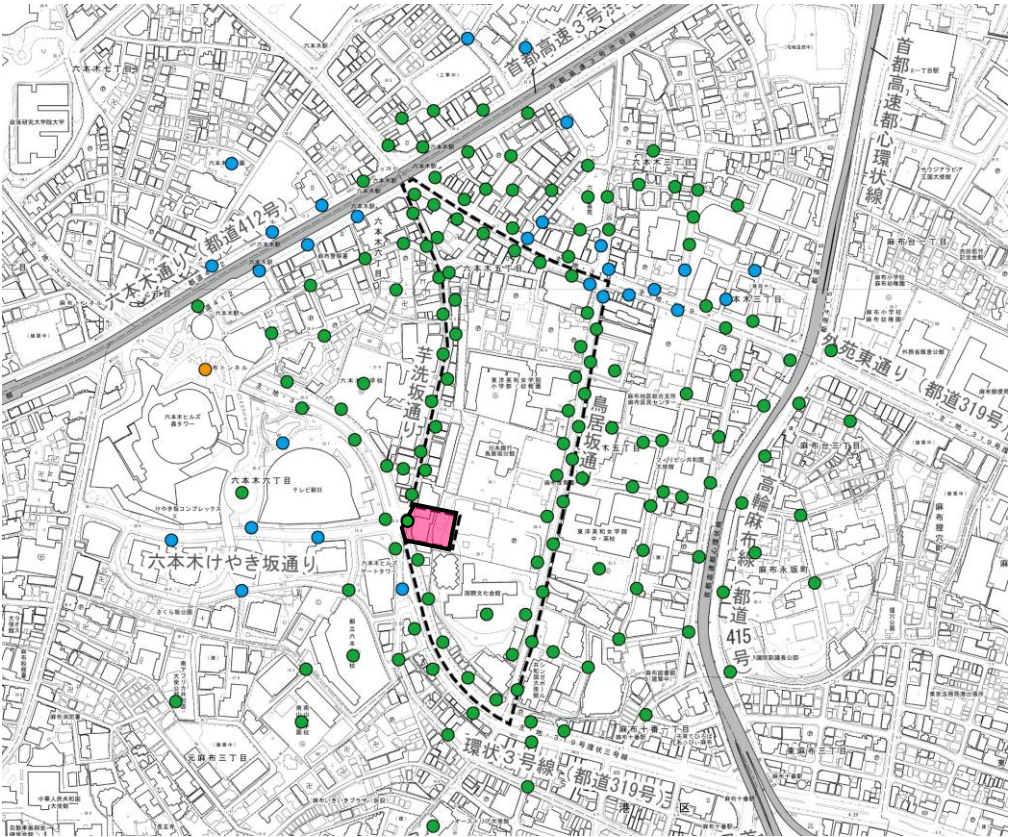
種類	規制される日影時間	
	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)	
	5mを超え 10m以下の 範囲	10mを超える 範囲
	3時間	2時間
	4時間	2.5時間

等時間日影線	
	1:00
	2:00
	2:30
	3:00
	4:00



■ 風環境影響評価

風環境評価結果（建設前）



風環境評価結果（建設後）



【凡例】

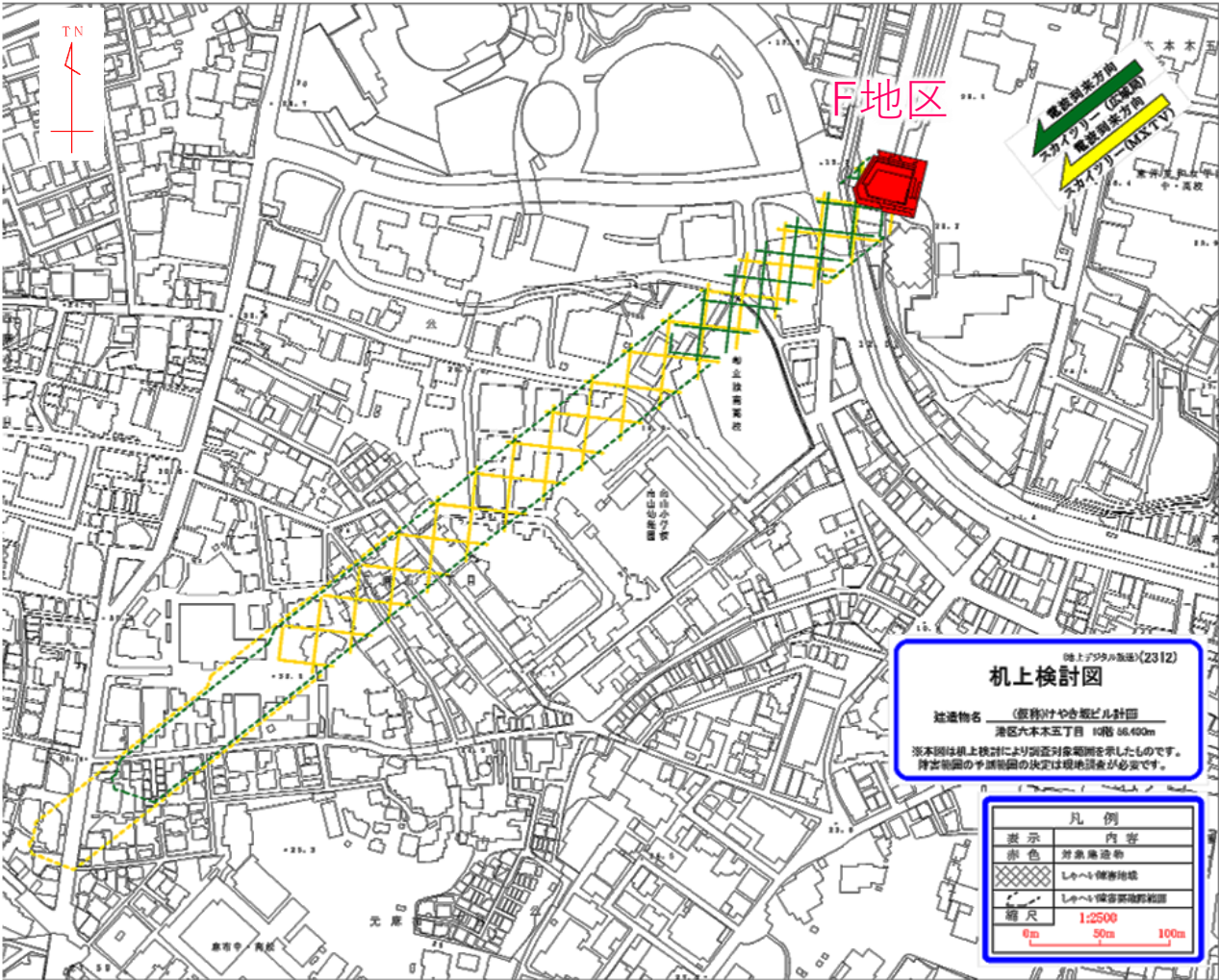


風環境評価基準				
領域区分	領域A	領域B	領域C	領域D
	住宅地相当	低中層市街地相当	中高層市街地相当	強風地域相当
記 号				

■電波障害 (地上デジタル放送)

【凡例】

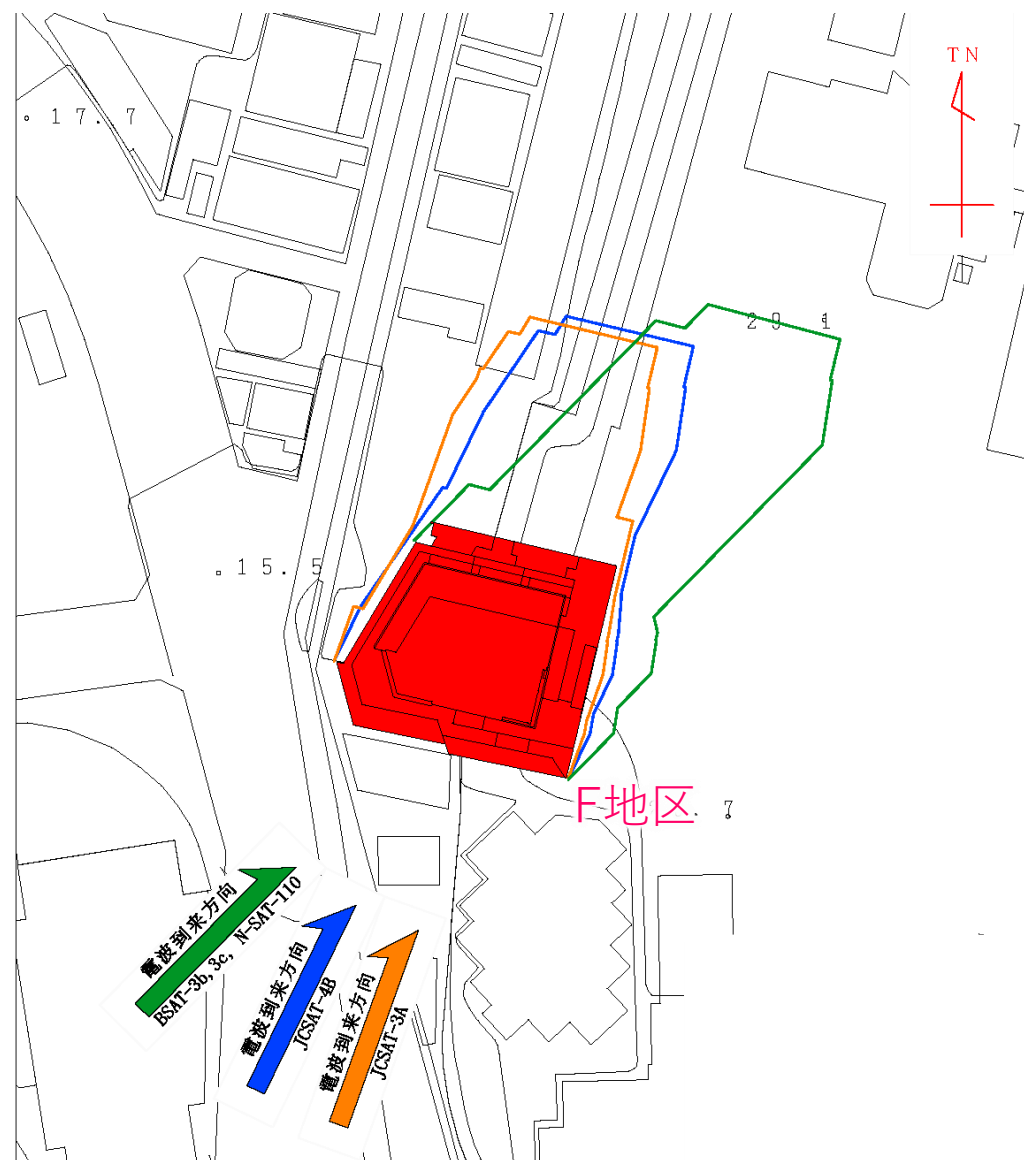
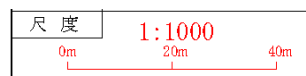
- : 遮へい障害要確認範囲 (広域局)
- : 遮へい障害要確認範囲 (MXTV)
- : 遮へい障害地域 (広域局)
- : 遮へい障害地域 (MXTV)



■電波障害 (衛星放送)

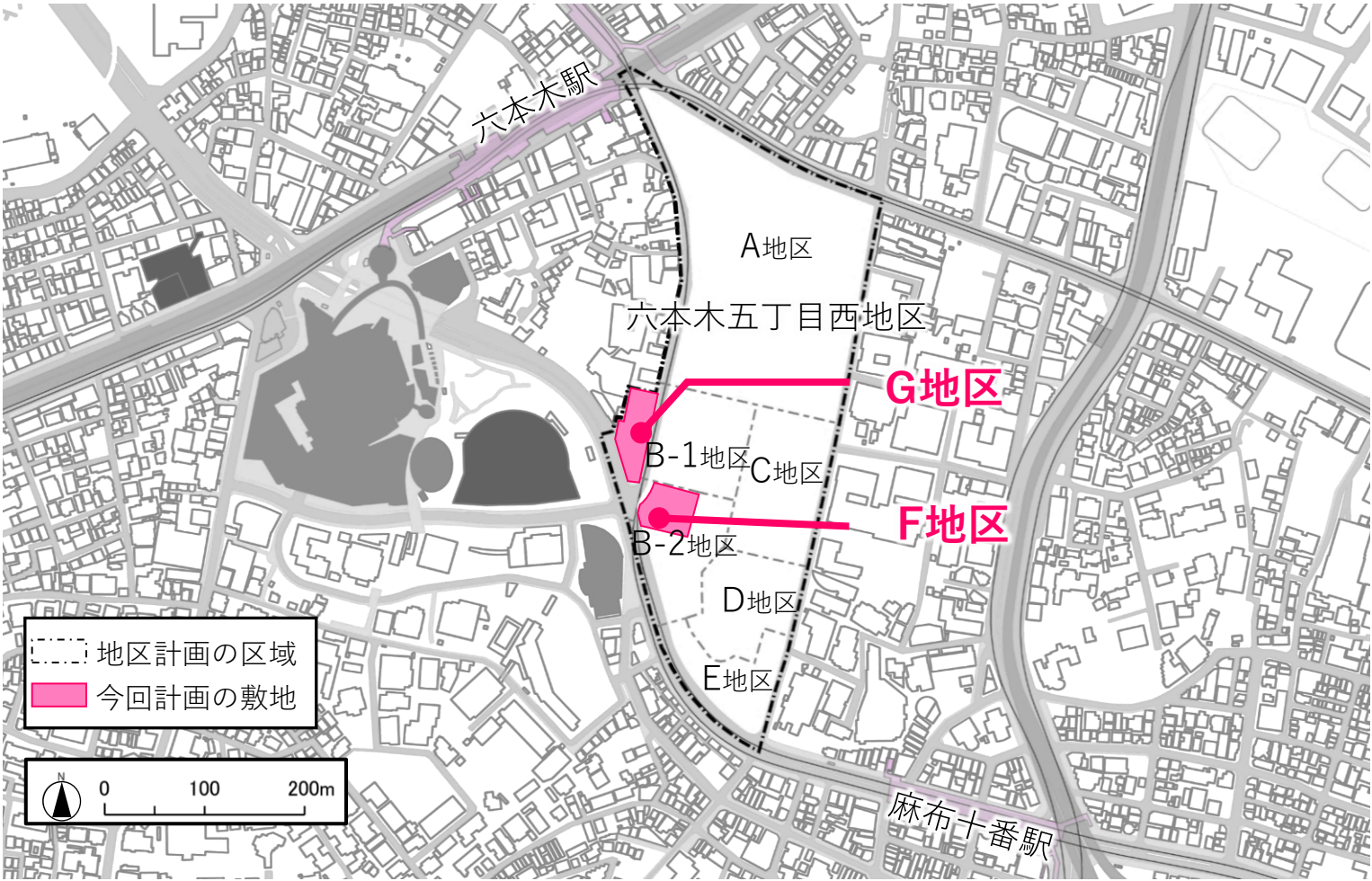
【凡例】

- : 遮へい障害予測範囲
BSAT-3b,3c、N-SAT-110
- : 遮へい障害予測範囲
JCSAT-4B
- : 遮へい障害予測範囲
JCSAT-3A



■名称・位置・面積・地区計画の目標

名 称	六本木五丁目西地区地区計画
位 置	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内
面 積	約10.5ha



■名称・位置・面積・地区計画の目標

赤字：変更又は追加箇所の主な部分

名 称	六本木五丁目西地区地区計画
位 置	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内
面 積	約10.5ha
地区計画の 目標	本地区は、補助線街路第4号線、環状第3号線などの幹線道路に面し、地下鉄六本木駅に近接するなど、交通利便性の高い地区である。また、国際色豊かなまちの雰囲気を持ち、商業施設が数多く立地したにぎわいのある駅前エリアと文化会館や学校等の存する閑静なエリアを併せもつ地区である。 一方、本地区は、六本木交差点の交通混雑や、学校や大使館が面する特別区道第849号線への通過交通の流入といった自動車交通の課題を抱えている。また、六本木交差点周辺においては、地下鉄駅出入口やバス停、タクシーの乗り場が点在しており、公共交通機関の乗換えの利便性に課題があるとともに、歩行者のためのオープンスペースや、災害時の一時滞留空間が不足している。 さらに、高低差のある地形をつなぐバリアフリー化された歩行者ネットワークが未整備であり、歩行者空間の安全性や利便性に課題を抱えているとともに、環状第3号線沿道から地区内南北方向に存する急傾斜地の一部は、土砂災害特別警戒区域に指定されているなど、防災上の課題を抱えている。 くわえて、にぎわいのある駅前エリアと、都市文化・情報の発信の拠点である六本木六丁目地区や麻布十番地域などの環状第3号線を挟んだ対岸の周辺市街地との間で、にぎわいの連続性がみられない。 国家戦略特別区域に関する区域方針(令和4年11月)では、目標として「世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成する」ことが示されている。 特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針(令和5年8月)では、「国際色豊かな地域特性を生かし、国際競争力向上に資する先進的なビジネス支援機能の導入促進、外国人が住みやすい居住環境の充実などを一体的に推進」することが示されている。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年3月)では、民間開発等により高度な機能集積が進んだ地域として新たに「中核的な拠点」に位置付けられており、「交通結節機能の強化や、業務、商業、居住、教育、文化、国際交流などの多様な機能の集積、文化会館や庭園などの資源をいかした市街地の更新により、安全・安心な環境にも配慮した中核的な拠点を形成」することが示されている。 港区まちづくりマスタープラン(平成29年3月)では、「都市機能が集積する拠点」として位置付けられており、「地下鉄駅などの交通結節機能を強化」し、「文化性や国際性の豊かな商業・業務・交流機能の集積を促進」するとともに、「外国人を含めた多様な人々のニーズに対応した居住、文化、教育などの生活環境を整備」することが示されている。また、「質の高い緑豊かなオープンスペースの保全・創出とともに、屋上緑化や壁面緑化など、敷地内を立体的に活用した緑化等を推進」することや「文化芸術施設と道路・公園、オープンスペース等のまちの空間の一体的な活用・連携」することが示されている。 これらの課題と位置付けを踏まえ、大規模な土地利用転換を支える道路整備等によって、六本木交差点周辺における円滑な自動車交通環境の確保と周辺地域の良好な生活環境の維持を実現する。また、地下鉄六本木駅とまちをつなぐ駅まち広場、交通結節広場の整備によって交通結節機能の強化を図るとともに、都心において貴重な緑豊かでまとまったオープンスペースとなる「都心の森」を整備し、緑を身近に感じられる憩いの場を創出する。さらに、地区内に存在する急傾斜地の安全対策を行うことによって防災機能の向上を図りつつ、高低差のある地形によるバリアを解消する重層的な歩行者ネットワークを整備することによって、バリアフリーにも配慮した安全で魅力ある歩行者空間を実現するとともに、災害時には駅まち広場などのオープンスペースを一時滞留空間として活用する。 くわえて、業務、商業、文化・交流・エンターテインメント、教育機能や国際水準の居住・宿泊機能など高度な都市機能の集積とともに、地区独自の文化性、国際性に富んだ資源である建築物や日本庭園を維持及び保全するなど歴史的な景観の継承にも配慮することで、国際色豊かな地域特性を生かした魅力ある複合市街地を形成し、隣接する複合開発と連携の上、地区内外のにぎわいが連続した、魅力と活力あふれるまちづくりを推進する。

■区域の整備、開発及び保全に関する方針

赤字：変更又は追加箇所の主な部分

区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区の特性を踏まえ、本地区を7地区に区分し、土地利用の方針を以下のように定める。 1 地下鉄六本木駅、六本木交差点周辺のA地区及びB-1地区や、幹線道路沿道のB-2地区、E地区及びF地区は、土地の合理的かつ健全な高度、複合利用と都市機能の増進を図り、地域特性を生かした魅力ある複合市街地を形成する。 2 地区の東側に住居系市街地が広がるC地区及びD地区は、周辺市街地における良好な生活環境と歴史的な景観の継承に配慮した中低層市街地を形成する。 3 六本木六丁目地区との接点となる交差点に面したF地区及びG地区は、文化・交流・エンターテイメント機能、商業機能を誘導し、F地区と一体的な土地利用がなされるようにG地区の段階的な整備を図ることで、地区内外の連携を強化する結節点を形成する。
	公共施設等の整備の方針	1 道路等の整備方針 交通結節点としての機能強化を図るとともに、円滑な自動車交通を実現する道路ネットワークの形成とゆとりある快適な歩行者空間の整備を行う。 (1)特別区道第849号線への通過交通の低減や六本木交差点の交通混雑を改善するため、補助線街路第4号線と環状第3号線をつなぐ新たな道路ネットワークとして特別区道第1104号線を拡幅し、一部新設整備するとともに、補助線街路第4号線に沿って主要な公共施設として拡幅道路を整備する。 (2)周辺の良い生活環境に配慮し、歩行者環境を改善するため、特別区道第849号線の一部拡幅整備する。 (3)地下鉄六本木駅と接続し、交通結節機能を高める交通結節広場を整備する。 (4)地区内で発生する交通を円滑に処理し、周辺道路への影響を低減するため、地区内車路を整備する。 2 歩行者ネットワークの整備方針 高低差のある地形によるバリアを解消し、地区内外の回遊性や快適性を向上させる重層的な歩行者ネットワークを形成する。 (1)地下鉄六本木駅から環状第3号線までをつなぐバリアフリー動線として、地上の自動車交通との立体的な分離が図られた安全で快適な歩行者通路4号を整備する。 (2)特別区道第1104号線と特別区道第849号線をつなぐバリアフリー動線として、緑の中を散策しながら通り抜けできる歩行者通路5号を整備する。 (3)特別区道第849号線の急勾配区間をう回するバリアフリー動線として、快適性を向上させる歩行者通路1号を整備する。 (4)特別区道第1104号線及び環状第3号線が交わる交差点と高低差のある歩行者通路4号をつなぐ歩行者通路9号と、歩行者ネットワークを補完し回遊性を向上させる歩行者通路10号を整備する。 (5)安全で快適な歩行者空間を実現し、沿道のにぎわい形成にも寄与する歩道状空地を整備する。

■区域の整備、開発及び保全に関する方針

赤字：変更又は追加箇所の主な部分

区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	3 オープンスペースの整備方針 高低差のある地形及び周辺市街地とのつながりに配慮した多様なオープンスペースを整備する。 (1)周辺市街地と駅をつなぐ歩行者ネットワークの起点として、六本木駅前の新たな顔となり、災害時には一時滞留空間として活用可能な開放的でにぎわいのある立体的な駅まち広場を整備する。 (2)A地区には、来街者や居住者が憩い、交流する場として、「都心の森」の核となる豊かな緑を身近に感じられる緑地2号を整備する。 (3)B-1地区、B-2地区及びC地区には、住環境との調和に配慮した緑豊かで落ち着きある緑地1号を整備する。 (4)麻布十番方面からの玄関口として、人の流れを受け止め、にぎわいを創出する広場1号を整備する。 (5)特別区道第849号線沿道の落ち着いた環境に配慮した緑豊かな広場2号を整備する。 (6)F地区には、G地区と連携した文化・情報発信とにぎわいの連続のため、周辺地区との結節性を強化する地上部の広場3号及び滞留空間として来街者を受け入れ、にぎわいを地区内へとつなぐ立体広場1号を整備する。 (7)F地区には、地区内のにぎわいの表出と回遊性の向上を図るため、にぎわい空間等と連携したまちを望む歩行者のための空間として、歩行者通路4号及び緑地1号とつながった緑豊かな立体広場2号を整備する。 (8)G地区には、文化・情報発信と地区内外の連携強化のため、道路空間等と連続しF地区をはじめ周辺地区と連動したにぎわい空間として、建築計画と合わせた広場4号を整備する。
	建築物等の整備の方針	1 都市基盤整備と連携し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、国際色豊かな地域特性を生かした魅力ある複合市街地を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。 2 道路等に沿ってゆとりある歩行者空間を創出し、調和した街並みを形成するため、建築物の壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3 地域の魅力を高め、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 4 地下鉄六本木駅との交通結節機能強化及び駅前のにぎわい創出と道路ネットワークの形成を両立するため、A地区の道路の上空及び路面下を活用し、建築物等の整備を行う。 5 環境負荷の低減を図るため、エネルギーの効率利用と省エネルギー化を推進する。 6 特別区道第1104号線及び環状第3号線が交わる交差点周辺においては、地区内外のにぎわいの連続性を強化する結節点を形成するため、建物低層部に地上部の広場、オープンスペースと連携した立体的なにぎわい及び滞留空間を整備する。

■再開発等促進区（位置・面積・土地利用に関する基本方針）

再 開 発 等 促 進 区	位 置	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内
	面 積	約10.3ha
	土 地 利 用 に 関 する 基 本 方 針	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、国際色豊かな地域特性を生かした魅力ある複合市街地を形成するため、A地区、B地区、C地区、D地区、E地区及びF地区に区分し、土地利用に関する基本方針を以下のように定める。 1 A地区は、地下鉄六本木駅との交通結節機能強化や道路ネットワーク再編などの都市基盤整備を行い、拠点の核にふさわしい土地の高度利用を図る。六本木交差点に面した部分には、歩道状空地と一体的に滞留空間を整備し、駅まち広場と連続したにぎわいと緑が共存する六本木交差点の新たな顔となる景観を形成する。また、業務機能、商業機能、文化・交流・エンターテインメント機能、国際水準の宿泊機能、駐車場等を配置し、高度な都市機能が集積する複合市街地を形成する。 2 B地区は、多様な住環境を備えた居住機能とともに、低層部には沿道商業のにぎわい創出に資する商業機能や駐車場等を配置し、快適でにぎわいのある良好な生活環境を創出する。 （1）B-1地区は、A地区と一体となった道路基盤整備を行い、拠点の核を支える土地の高度利用を行うとともに、国際競争力強化に資する国際水準の居住機能と商業機能を配置する。 （2）B-2地区は、居住機能、商業機能及び業務機能を配置する。 3 C地区は、地区内に現存する教育機能を配置し、国際性の高い良好な教育環境を創出する。また、周辺地域の環境に配慮し、建築物の高さを抑えた中低層市街地を形成する。 4 D地区は、地区独自の文化性、国際性に富んだ資源である建築物や日本庭園を適切に維持及び保全し、歴史的な景観の継承に配慮しながら、C地区と連続した中低層市街地を形成する。 5 E地区は、居住機能を配置するとともに、環状第3号線沿いの低層部には商業機能を配置し、麻布十番の商業のにぎわいの連続性に配慮した市街地を形成する。また、特別区道第849号線沿いは、周辺の街並みと調和した落ち着いた市街地を形成する。 6 F地区は、業務機能、商業機能及びエンターテインメント機能を配置し、環状第3号線と特別区道第1104号線の交差点のにぎわいを創出するとともに、周辺地域ののにぎわいの連続性に配慮した市街地を形成する。

■地区整備計画（地区施設）※今回変更部分

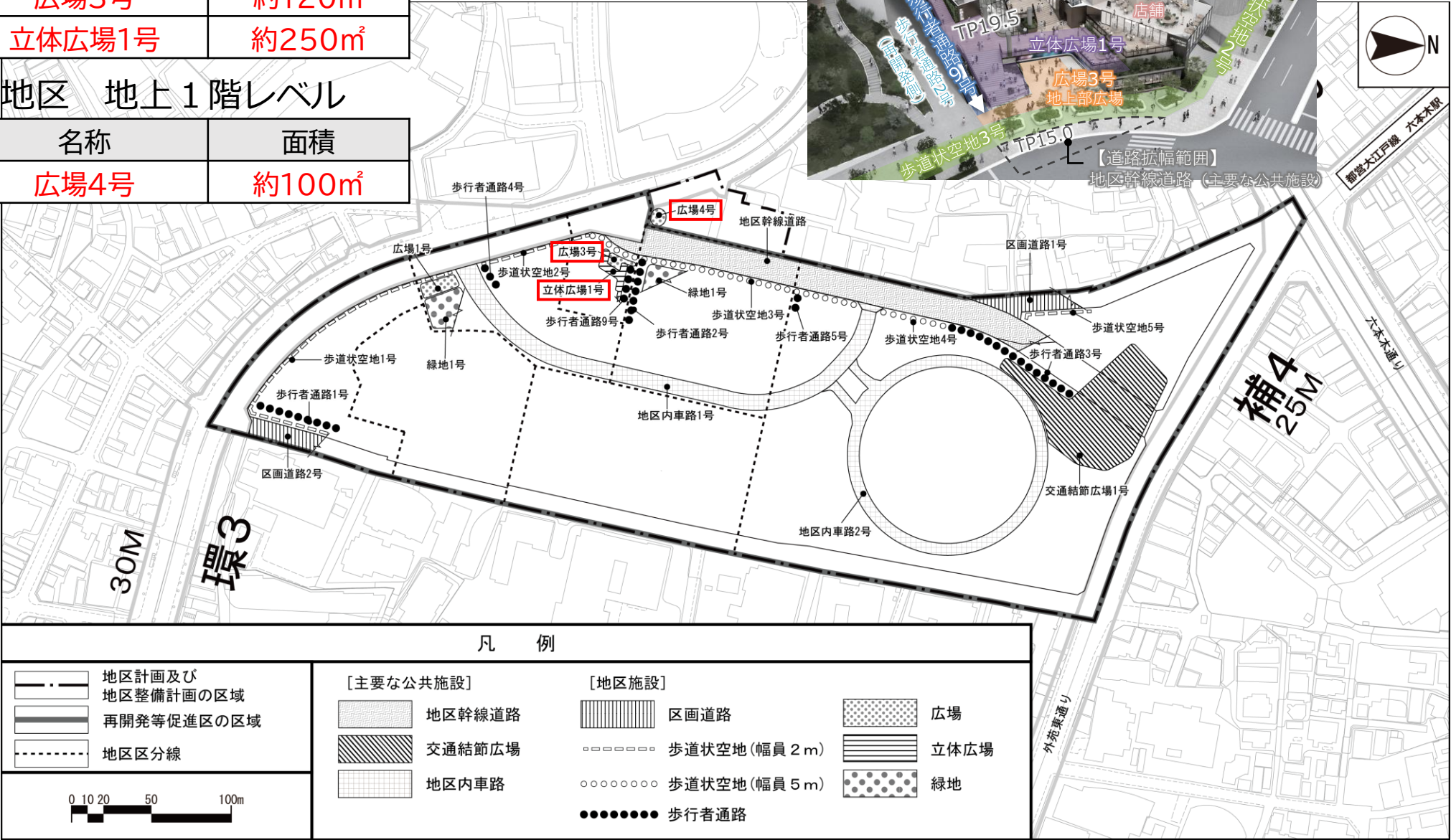
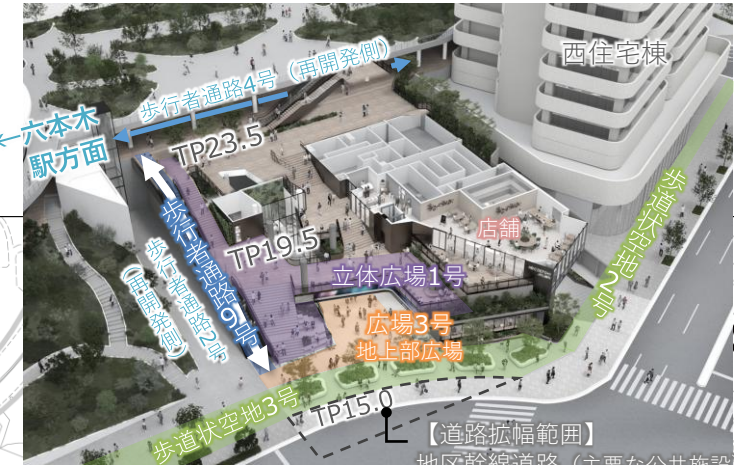
F地区 地上1階レベル

名称	面積
広場3号	約120㎡
立体広場1号	約250㎡

G地区 地上1階レベル

名称	面積
広場4号	約100㎡

F地区北西から見たイメージ

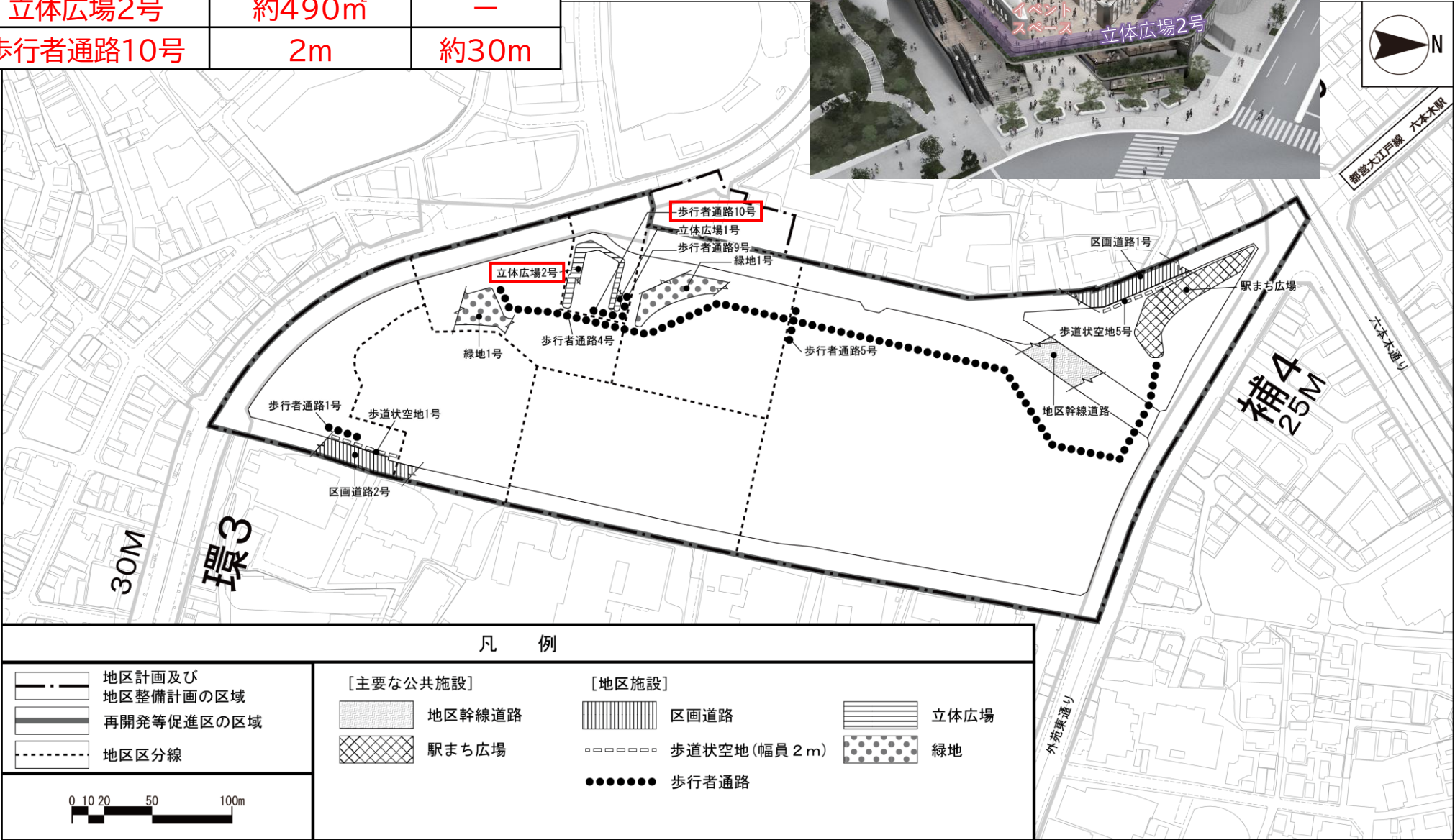
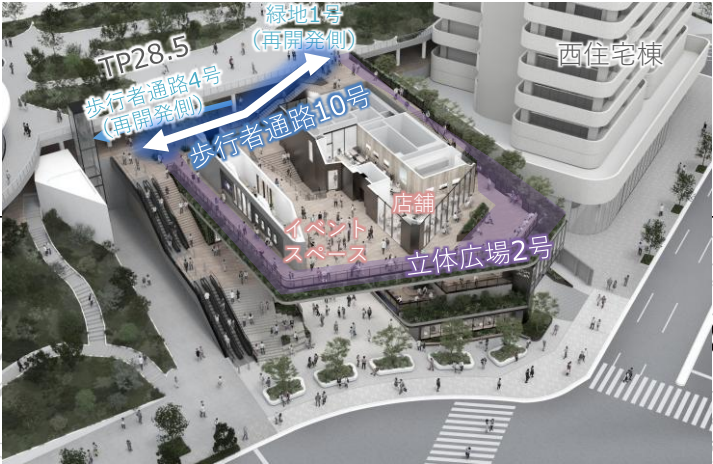


■地区整備計画（地区施設）※今回変更部分

F地区 地上2階レベル

名称	面積又は幅員	延長
立体広場2号	約490㎡	—
歩行者通路10号	2m	約30m

F地区北西から見たイメージ

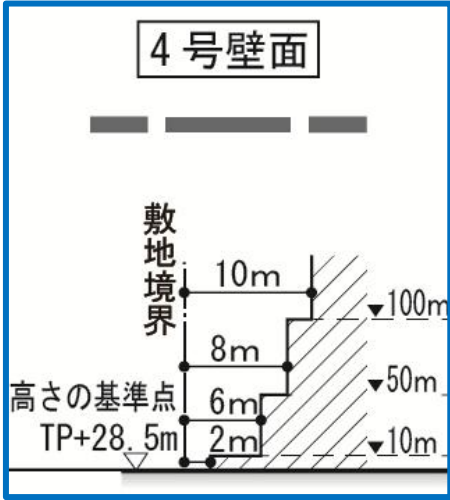
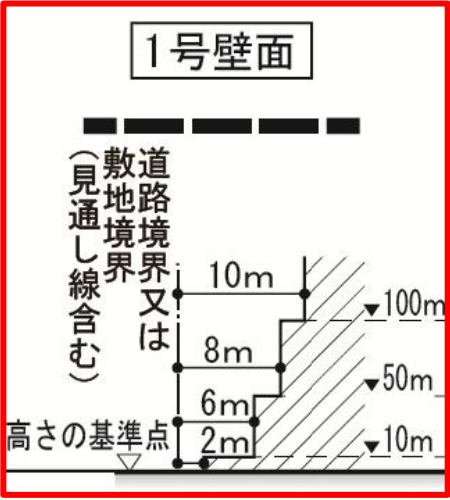
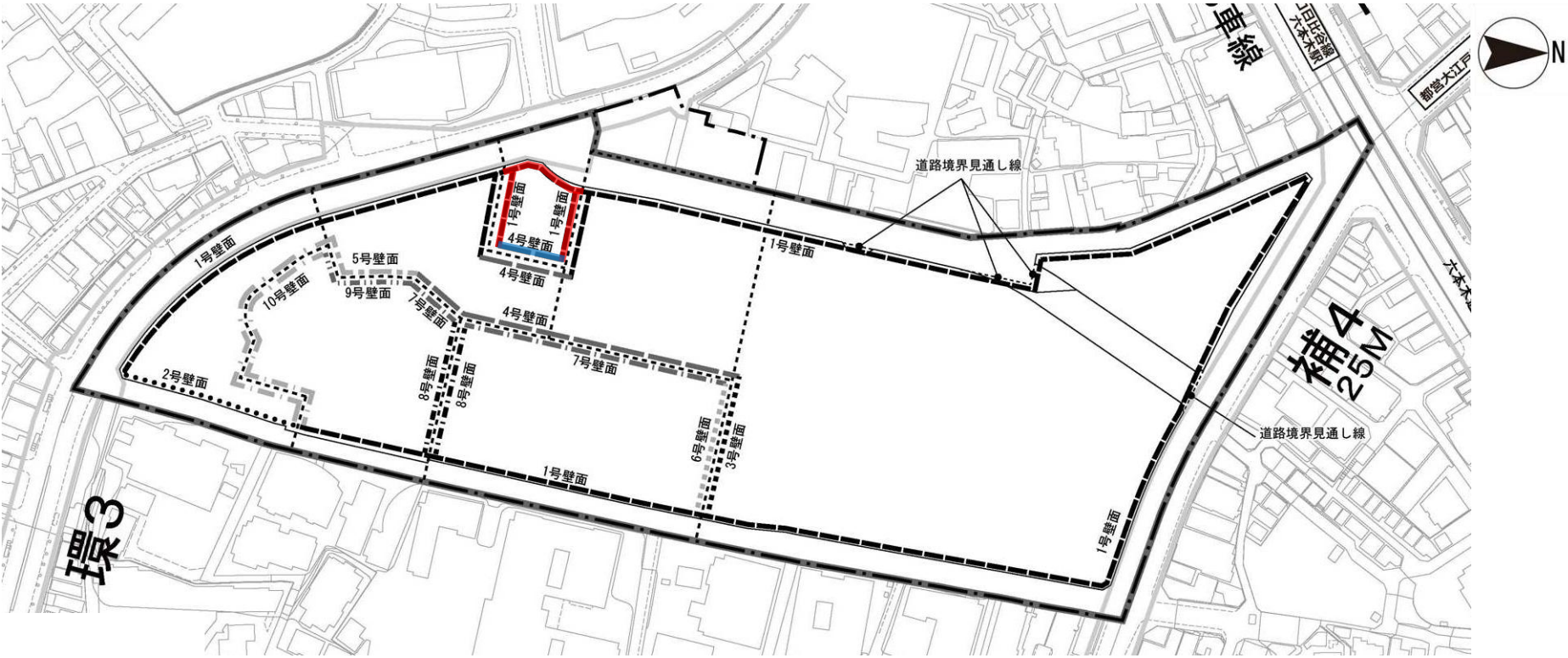


■地区整備計画

赤字：変更又は追加箇所の主な部分

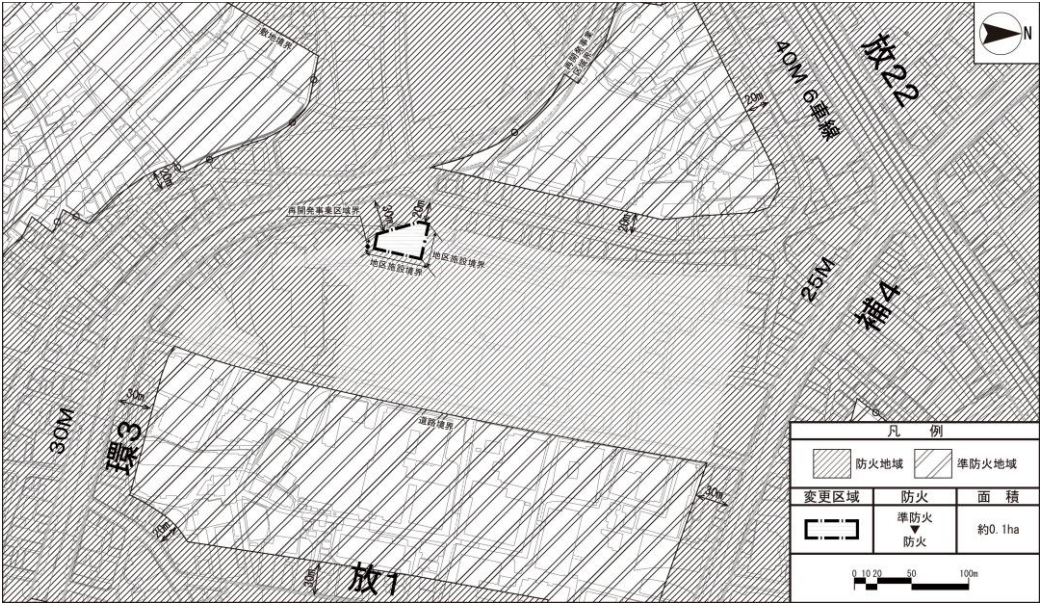
建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	F地区	G地区
		面 積	約0.3ha	約0.2ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げるものは建築してはならない。 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(ぬ)項に掲げるもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号に掲げる風俗営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は、建築してはならない。
	建築物の敷地面積の最低限度		1,000㎡	—
	建築物の容積率の最高限度		10分の58	—
	建築物の高さの最高限度		60m 高さの基準点はT. P. +15.5mとする	—
	壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面後退部分には、垣、柵、看板その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 1 花壇、植栽、パブリックアート等 2 にぎわい創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル、イス、日除け傘等 3 建築物の保安上及び管理上やむを得ない塀、擁壁その他これらに類するもの	—
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺景観との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。	

■地区整備計画（壁面の位置の制限）



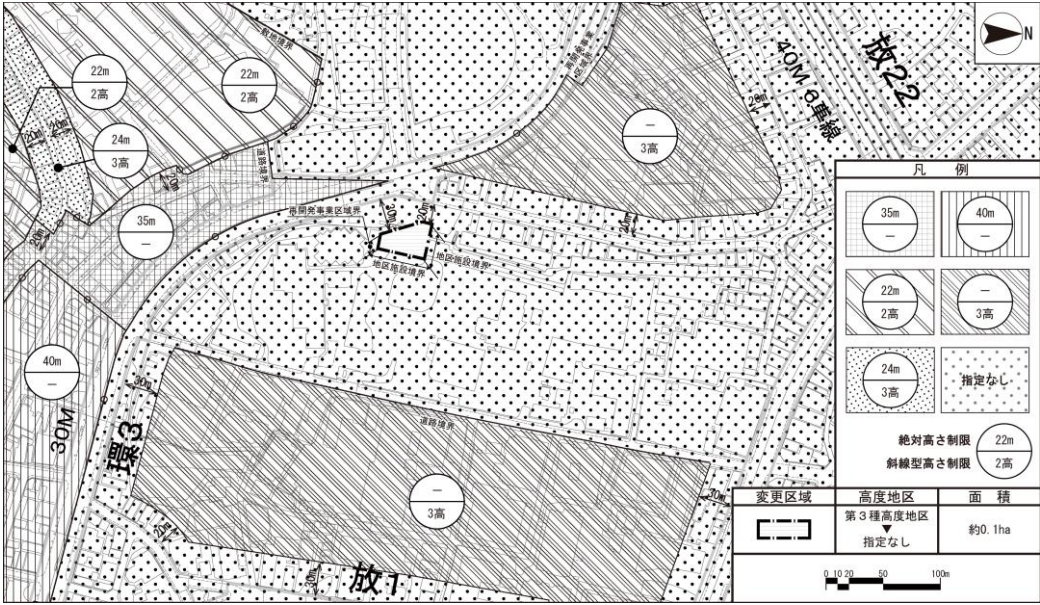
■防火地域への変更（港区決定）

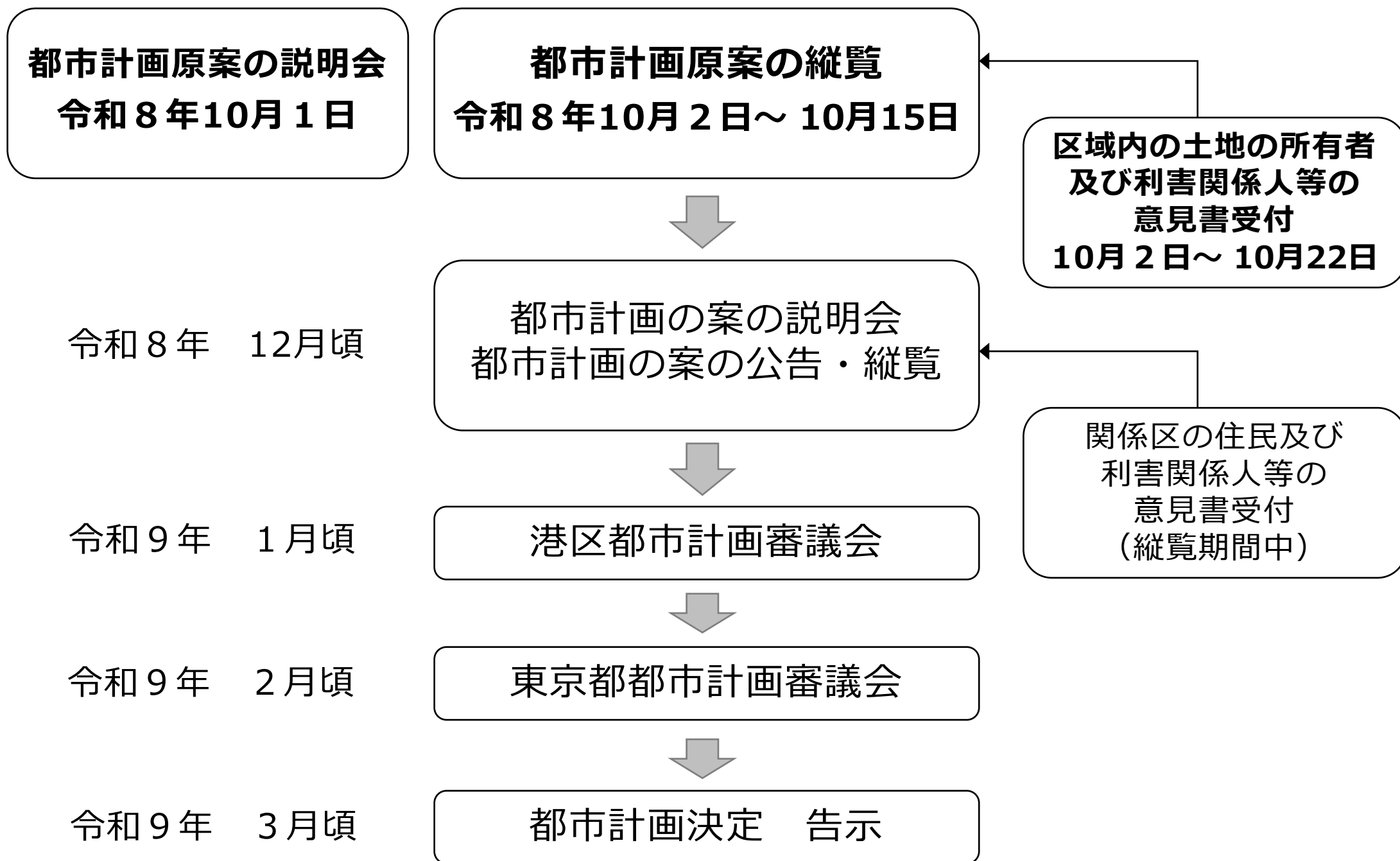
準防火地域 → 防火地域 へ変更



■高度地区の変更（港区決定）

第3種高度地区 → 指定なし へ変更





■ 地区計画に関する縦覧場所及び意見書の提出先

縦
覧
場
所

令和8年10月2日(金) から 10月15日(木)
（閉庁日を除き、午前9時から午後5時まで、正午から午後1時を除く）

（東京都）

都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）

TEL：03-5388-3213（直通）

（港区）

街づくり支援部 都市計画課（港区役所 6 階）

TEL：03-3578-2215（直通）

意
見
書
の
提
出
先

令和8年10月2日(金) から 10月22日(木)

郵送（当日消印有効）・持参・電子申請

（東京都）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1

都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）

TEL：03-5388-3225（直通）

《電子申請（LoGoフォーム）》

（<https://logoform.jp/form/tmgform/1796035>）

※意見書の提出期間中以外はページが表示されませんのでご注意ください。

電子申請

